

公立はこだて未来大学内部質保証の方針

令和7年9月29日 制定

令和7年11月17日 改正

令和7年12月22日 改正

1 基本方針

大学は、学校教育法に基づき自ら点検・評価を行い、その結果を公表することが義務づけられています。加えて、外部機関による認証評価の受審が義務づけられており、大学評価基準においても、教育・研究等の質を保証するために、各大学が独自に定めた内部質保証システムの有効な運用が強く求められています。

公立はこだて未来大学は、公立大学としての使命と目的を達成し、社会的責任を果たすために教育・研究等の質の継続的な向上を目指し、その実現に向けて内部質保証システムを構築・運用し、組織的かつ計画的な改善活動を推進します。

2 総括責任者

内部質保証の総括責任者は理事長・学長とし、全学的な質保証活動の推進と統括を担う。

3 自己点検・評価の実施

自己点検・評価は、評価委員会が主体となって実施する。評価委員会は、教育、研究、地域貢献・社会貢献、大学運営等の各領域について、定期的に点検・評価を行う。

4 評価委員会の役割

評価委員会は、公立はこだて未来大学評価委員会規程に定めるもののほか、以下の役割を担う。

- 内部質保証システムが適切に機能しているかを定期的に検証する。
- 検証結果に基づき、関係部局に対して指摘または助言を行い、改善を促進する。
- 理事長・学長および教育研究審議会に対して、内部質保証活動の状況と課題について報告する。

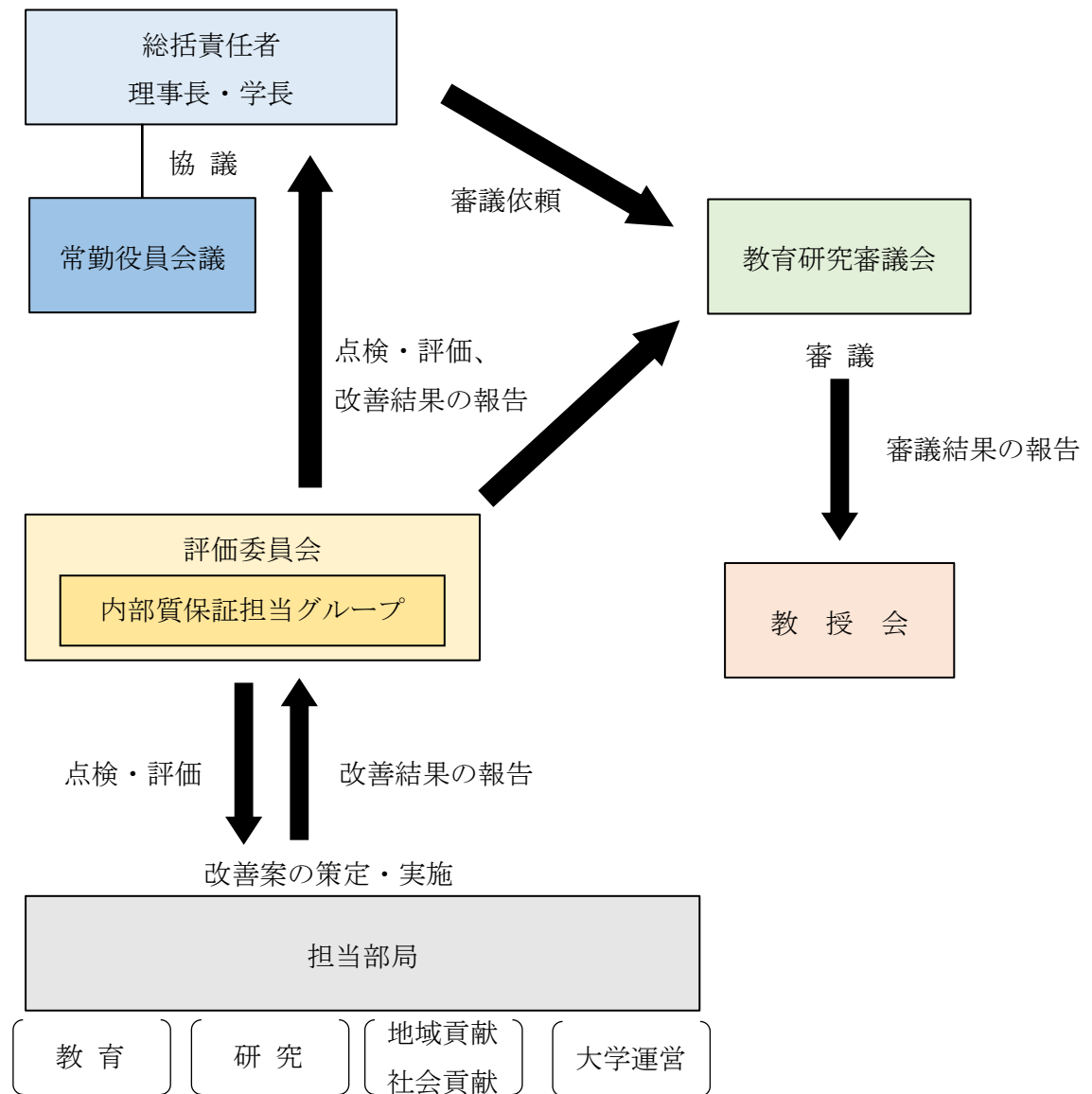
5 継続的改善

評価委員会の指摘または助言を受けた改善事項について各部局は改善案を策定し、実施する。これにより、PDCA サイクルを確立し、教育・研究の質の向上を図るとともに、地域や社会との連携を強化し、透明性の高い大学運営を推進する。

6 情報公開と透明性

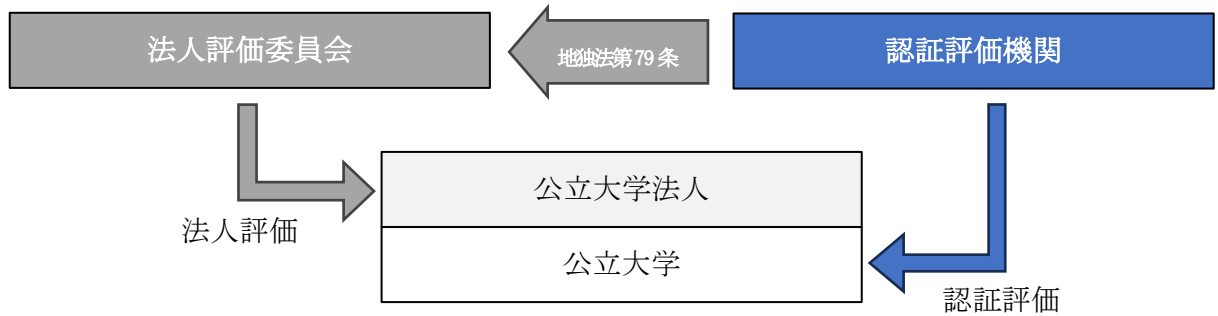
内部質保証の活動内容および評価結果は、学内外に公開し、透明性を確保する。

【内部質保証システム概念図】



【評価制度の関係】

※公大協研修「Ⅲ.公立大学の基礎知識 各論4 公立大学の質保証」資料より抜粋，一部改訂



項目	公立大学法人の評価	大学の評価
根拠法令	地方独立行政法人法	学校教育法
各年度	各事業年度に係る業務の実績に関する評価	自己点検評価(適切な項目・適当な体制)
期間ごと	中期目標・中期計画に係る業務の実績に関する評価 (4年目, 6年目の各一回)	認証評価 (7年以内に一度)
評価方法 評価基準	中期目標(計画)の達成状況の調査・分析 業務実績全体の総合的な評定	大学設置基準に適合した評価基準 大学の特色ある教育研究の進展に資する

◇評価の目的◇

	法人評価	認証評価
改善 向上	業務運営の 効率性の向上	教育研究の 質の向上
判別	予算執行の 妥当性の確認	設置基準への 適合の確認